

本邦提出說明書 第三回 第六

一會則得之亦ニ本邦提出如盟ノ各同一ノ事案出ルルハ會長ノ承認ヲ得テ全回ノ聯合又ハ合同ニ依リテ之ヲ行フ事トナレルヲ中興本集ノ承認ヲ得テトスルニテ一ノ事案ニ會則得之亦ニ本邦提出ハ左ノ次第ヲ定ム

會長一任 主事一任 會計一任 庶務一任
各部長若キハトアルヲ但シ常任中興本集ニ在リテ之ヲトテ得ト任加ヘルニトニ改正シタク志ハ本邦提出ノ實ニ一任シアルヲ以テ各委員會ニテ報告スル事トナスト起明採不ヲ録要ス

(東洋ニ於ケル労働諸団体ト觀テテ計ル件ト一任)

本邦提出說明書會長 發 水 文 誌

概報 拙案ノ主旨実行方法ヲ詳説シタル後支那ノ労働状態ノ如何ハ日本ノ労働状態ニ至大ノ影響ヲ及ボスモノニシテ日本ノ労働者ハ労働状態ノ改善ヲ計ラントスル時少キ之支那ノ状態ヲ精察ニ調査考慮セザレバ至大ノ支障ヲ来スエトハ明瞭ナリ現在支那労働者ノ起國ヘノ入國ハ知ト禁止サレアル状態ナルカモレ其組織労働者ハ入國ヲ許容サルハ至リ組織サレタル時労働条件ハ内地労働者ト同一ナレバ同額ナキエ方一相違ヲ来ス場合ハ日本労働者ハ失業ノ止ニ至キニ至ルベレ故ニ支那ノ労働状態ヲ研究シ向テ之ヲ採ナル友誼的平劇ヲ經テ支那ニ於ケル労働条件ノ改